

大牟田市指名停止等措置要綱

大牟田市指名停止等措置要綱（平成2年4月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 大牟田市請負工事業者の指名に関する規程（平成6年庁達第1号）第6条の規定により、本市が発注する建設工事等（以下「市発注工事等」という。）に関し建設業者に対して行う指名停止等の措置については、この要綱に定めるところによるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設業者 本市の競争入札参加資格者名簿に登載された者をいう。
- (2) 建設工事等 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び測量、調査、設計等の業務をいう。
- (3) 代表役員等 個人経営の場合にあつては本人を、会社その他の法人にあつては代表役員及び代表権を有すると認められる肩書を付した役員をいう。
- (4) 一般役員等 代表役員等以外の役員（執行役員を含む。）及び支店又は営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。
- (5) 使用人 代表役員等及び一般役員等以外の雇用者をいう。
- (6) 指名停止 市発注工事等に係る請負契約のための指名競争入札に関し、期間を定めて指名しない措置をいう。

（指名停止）

第3条 市長は、建設業者が別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4に規定する措置要件のいずれかに該当するときは、大牟田市競争入札参加者選定委員会規程（昭和63年庁達第2号）第1条に規定する大牟田市競争入札参加者選定委員会のうち同規程別表第1及び別表第2に規定する第1委員会（以下「選定委員会」という。）の審議結果に基づき、該当する措置要件について別表第1から別表第4までの期間の欄に定めるところにより指名停止の期間を定め、指名停止を行うものとする。

2 市長が指名停止を行ったときは、指名競争入札を行うに際し、当該指名停止に係る建設業者を指名してはならない。当該指名停止に係る建設業者を現に指名しているときは、指名取消通知書により指名を取り消すものとする。

（下請負人に対する指名停止）

第4条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき建設業者である下請負人があることが明らかになったときは、選定委員会の審議結果に基づき、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

（共同企業体の構成員に対する指名停止）

第5条 市長は、第3条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、選定委員会の審議結果に基づき、当該共同企業体の構成員である建設業者（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

（指名停止業者を構成員とする共同企業体に対する指名停止）

第6条 市長は、第3条第1項又は前2条の規定による指名停止に係る建設業者を構成員に

含む共同企業体について、選定委員会の審議結果に基づき、当該指名停止の期間の範囲内で期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止期間の加重)

第7条 建設業者が一の事案により別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4の各号（以下「別表各号」という。）の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止期間の短期及び長期とする。

2 建設業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍）に相当する月とする。

(1) 別表各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号及び第2号又は第3号から第6号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号及び第2号又は第3号から第6号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 市長は、建設業者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

(指名停止期間の短縮)

第8条 市長は、建設業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号並びに前条第1項及び第2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

(指名停止期間の変更)

第9条 市長は、指名停止期間中の建設業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前2条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

(指名停止の解除)

第10条 市長は、指名停止の期間中の建設業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めたときは、選定委員会の審議結果に基づき、当該建設業者に対する指名停止を解除するものとする。

(指名停止等の通知)

第11条 市長は、第3条第1項又は第4条から第6条までの規定により指名停止を行ったときは指名停止通知書により、第9条の規定により指名停止の期間を変更したときは指名停止期間変更通知書により、前条の規定により指名停止を解除したときは指名停止解除通知書により、当該建設業者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止事由が市発注工事等に係るものであるときは、当該建設業者から必要に応じ、改善措置の報告を徴するものとする。

(事故等の報告)

第12条 工事担当課長は、その所管する市発注工事等に関し、別表各号に掲げる措置要件

に該当する事案が生じたときは、速やかに事故等報告書により市長に報告しなければならない。

(随意契約の相手方の制限)

第13条 市長は、指名停止の期間中の建設業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第14条 市長は、指名停止の期間中の建設業者が市発注工事等の全部又は一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

2 市長は、指名停止の期間中の建設業者が市発注工事等の完成保証人となることを承認してはならない。

(指名停止に至らない場合に関する措置)

第15条 市長は、指名停止に至らない場合において、必要があると認めるときは、当該建設業者に対して、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(準用)

第16条 この要綱は、測量、調査及び設計の業務委託の業者の指名停止等について準用する。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、施行日以後この要綱の措置要件に該当することが判明した事案について適用し、施行日前に判明していた事案については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、制定の日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成23年12月27日施行）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（令和8年4月1日施行）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1

事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 市発注工事等の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札等において、競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加確認資料その他の入札前の提出資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上6月以内</p>
<p>(工事成績不良等)</p> <p>2 市発注工事等の施工に当たり、直近の工事に係る工事成績評定を受けた日から2年前の日までに次に掲げる工事成績評定(当該工事成績評定を含む。)を受けたとき。</p> <p>(1) 不良が2回</p> <p>(2) 不良が1回及びやや不良が1回</p>	<p>当該認定をした日から 3月</p> <p>当該認定をした日から 1月</p>
<p>3 前号の措置を受けた後、1年を経過するまでに次に掲げる工事成績評定を受けたとき。</p> <p>(1) 不良</p> <p>(2) やや不良</p>	<p>当該認定をした日から 2月</p> <p>当該認定をした日から 1月</p>
<p>4 市発注工事等の施工に当たり、文書による警告を受けた後、1年を経過するまでに次に掲げる工事成績評定を受けたとき。</p> <p>(1) 不良</p> <p>(2) やや不良</p>	<p>当該認定をした日から 2月</p> <p>当該認定をした日から 1月</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>5 市発注工事等の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき。</p> <p>6 前号に掲げるもの以外の建設工事等(以下「一般工事等」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上6月以内</p> <p>当該認定をした日から 1月以上3月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>7 第5号に掲げる場合のほか、市発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上4月以内</p>
<p>(公衆損害事故)</p> <p>8 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上6月以内</p>

<p>9 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上3月以内</p>
<p>(工事関係者事故)</p>	
<p>10 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上4月以内</p>
<p>11 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上2月以内</p>

別表第2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のア、イ又はウに掲げる者が、本市（市の設立に係る公社を含む。以下同じ。）の職員（特別職を含む。以下同じ。）に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人</p> <p>2 次のア、イ又はウに掲げる者が、国、他の地方公共団体その他公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴の事実を認定した日から</p> <p>8月以上24月以内 6月以上18月以内 4月以上12月以内</p> <p>逮捕又は公訴の事実を認定した日から</p> <p>6月以上18月以内 4月以上12月以内 2月以上6月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>3 市発注工事等に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、市発注工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>4 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、市発注工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6月以上24月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>4月以上24月以内</p>
<p>(談合等)</p> <p>5 市発注工事等に関し、建設業者の代表役員等、一般役員等又はその使用人が談合又は競売入札妨害の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>6 建設業者の代表役員等、一般役員等又はその使用人が談合又は競売入札妨害の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（前号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴の事実を認定した日から</p> <p>8月以上24月以内</p> <p>逮捕又は公訴の事実を認定した日から</p> <p>6月以上24月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>7 市発注工事等に関し、建設業法の規定に違反し、市発注工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>8 一般工事等に関し、建設業法の規定に違反し、市発注工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>4月以上18月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>2月以上18月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>9 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市発注工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>10 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは暴力団員による不当な行為の防止</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2月以上18月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>2月以上18月以内</p>

等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）、刑法若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の規定による罰金刑を宣告され、市発注工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。

別表第3

契約不履行等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
1 建設業者の代表役員等、一般役員等又はその使用人が、市発注工事等の契約履行に当たり、故意に工事を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し、不正な行為を行ったとき。	当該認定をした日から 3月以上12月以内
2 建設業者の代表役員等、一般役員等又はその使用人が次の一に該当したとき。 (1) 市発注工事等の落札者が契約を締結することを妨げたとき。 (2) 市発注工事等の契約者が契約を履行することを妨げたとき。	当該認定をした日から 3月以上12月以内 3月以上12月以内
3 建設業者の代表役員等、一般役員等又はその使用人が、市発注工事等の監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げたとき。	当該認定をした日から 3月以上12月以内
4 建設業者の代表役員等又は一般役員等が、正当な理由がなく、市発注工事等の落札者でありながら契約を締結せず、又は第1号に掲げる場合のほか、市発注工事等の請負契約を履行しなかったとき。	当該認定をした日から 6月以上12月以内
5 建設業者の代表役員等又は一般役員等が、市発注工事等の契約の履行に当たり、前各号の一に該当する事実があった後、指名停止期間を経過しない者を、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。	当該認定をした日から 3月以上12月以内

別表第4

暴力的組織等に対する措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>1 次のいずれかに該当するものとして関係行政機関から通知があり、市発注工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。</p> <p>(2) 代表役員等又は一般役員等（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。以下これらを「役員等」という。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下これらを「構成員等」という。以下同じ。）となっているとき。</p>	<p>当該認定をした日から36月を経過し、かつ、市発注工事等の契約の相手方として適当と認められる状態になるまで</p>
<p>2 次のいずれかに該当するものとして関係行政機関から通知があり、市発注工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。</p> <p>(2) 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。</p> <p>(3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。</p> <p>(4) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。</p> <p>(5) 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。</p> <p>(6) 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。</p>	<p>(1) から(5)について 当該認定をした日から24月を経過し、かつ、市発注工事等の契約の相手方として適当と認められる状態になるまで</p> <p>(6)について 当該認定をした日から18月を経過し、かつ、市発注工事等の契約の相手方として適当と認められる状態になるまで</p>
<p>3 前号に規定する場合において、役員等又は使用人が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、刑法若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の規定による罰金刑を宣告されたとき（同号(1)から(6)までのいずれかに該当する事実と当該容疑又は当該刑の対象となった行為との間に関連性を認めることが相当である場合に限る。）。</p>	<p>当該認定をした日から36月を経過し、かつ、市発注工事等の契約の相手方として適当と認められる状態になるまで</p>
<p>4 市発注工事等に関し、暴力的組織又は構成員等から不当介入を受けあるいは不当介入による被害を受けた</p>	<p>当該認定をした日から4月</p>

<p>にもかかわらず市に報告せず、又は所轄の警察署に届出なかったとして関係行政機関から通知があり、市発注工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	
--	--